

## 平成31年度税制改正速報（施行開始日別・主な資産税関連改正項目一覧）（その11）

平成31年度税制改正における主な資産税関連項目の改正のうち、施行開始日における一覧表は以下のとおりです。

施行開始日	改正項目	改正の概要
平成31年 1月1日	個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度	既存の事業用小規模宅地特例との選択適用を前提に、新たな納税猶予制度を創設し、事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予する制度が創設されます。
平成31年 4月1日	空き家に係る譲渡所得の3,000万円の特別控除の特例	相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋の範囲に、一定の要件を満たす場合に限り、老人ホーム等に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等を含むものとしました。 この改正は、平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用することとされています。
	教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合には、一定の場合を除き、その死亡の日における管理残額は、相続又は遺贈によって取得したものとみなして相続財産に加算（平成31年3月31日以前の贈与は除く）することなどの改正が行われます。
	結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用を受けることができないこととしました。
	特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例	特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。）を除外することとされました。
平成31年 6月1日	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例	特例の適用対象に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業を実施する者に対する当該申請書に記載された事業区域内にある一定の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該地域福利増進事業の用に供されるものを加えることとしました。
	収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定による収用があった場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等を適用することとしました。
	ふるさと納税制度	総務大臣は、一定の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（特別控除）の対象として指定し、指定を受けた都道府県等への寄附についてのみ、ふるさと納税として取扱われることとしました。
平成31年 7月1日	特別寄与料の課税関係	民法（相続関係）の改正に伴い、被相続人の親族（相続人等を除く。）による特別の寄与があった場合には、特別寄与者は特別寄与料の支払を請求することができることとされたことを受けて、特別寄与料に係る課税関係を定めました。
平成31年 10月1日	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例	個人が、住宅の取得等（その対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合に限り。）をして、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設されます。 この特例は、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を所得税額から控除することができることとします。
平成32年 4月1日	配偶者居住権の評価方法	民法（相続関係）の改正に伴い、配偶者居住権（配偶者がその居住していた建物の全部について無償で使用及び収益をする権利）が創設されたことを受けて、相続税における配偶者居住権等の評価方法について、法定化されました。

※ 平成31年5月以降の元号の表示についても、便宜上「平成〇〇年」と表示しています。

（文責：山本和義）